令和４年４月作成

犬山市後援名義使用承認等申請の流れ（フロー図）

市（市教育委員会）の後援名義を使用したいとき

●事業の関係課が申請書を受け付けていますが、提出先が分からない方はご相談ください。

企画広報課 秘書担当（市役所本庁舎４階）TEL：0568-44-0311

後援名義を使用する日の１か月前まで

注）印刷物などへの使用も含む

２週間前程度

後援名義を使用する日

後援名義を使用した事業の終了日から１か月後まで

【市役所】

各課が申請書を受領

承認の基準を満たしているかを審査

承認・不承認を決定し、郵送で後援名義使用承認等通知書を送付

【主催者】

市（市教育委員会）後援名義使用承認等申請書を作成・提出

※添付書類
①主催者の組織の目的、運営等の状況が分かる書類（規約等）
②開催要領等事業の内容が分かる書類
③市・教育委が必要と認める書類

書類不備などがあれば連絡の上、調整させていただきます

後援名義使用承認等通知書を受け取る

※通知書の承認・不承認欄を確認してください。

不承認

後援名義は使用できません

承認

印刷物等の後援名義の掲載

使用承認が下りる前に印刷物を作成してしまわないよう注意してください

事業の実施

【事業終了後】

市(市教育委員会)後援名義使用承認等事業実績報告書を作成・提出

（事業の結果が分かる書類を添付してください）

各課で事業実績報告書を受け付ける

※提出が遅れる場合はご連絡ください